

令和 3 年度 普通交付税の算定方法の改正について

1 「地域デジタル社会推進費（仮称）」（R3年度地方財政計画：0.2兆円）に対応した算定

地方団体が地域社会のデジタル化を推進するために必要となる取組に要する経費を算定する「地域デジタル社会推進費（仮称）」（2,000億円程度）を創設することとしている。

算定額は道府県分800億円程度、市町村分1,200億円程度とし、人口を基本とした上で、それぞれ1/2程度を「地域住民を主な対象とする取組に係る指標」を用いて、1/2程度を「地域企業を主な対象とする取組に係る指標」を用いて算定することとしている。

2 「まち・ひと・しごと創生事業費」（R3年度地方財政計画：1兆円）に対応した算定

「まち・ひと・しごと創生事業費」（1兆円）については、「地域の元気創造事業費」（4,000億円程度、うち100億円程度は特別交付税）及び「人口減少等特別対策事業費」（6,000億円程度）において引き続き算定することとしている。

このうち、「人口減少等特別対策事業費」の算定においては、第2期「まち・ひと・しごと創生総合戦略」の期間を踏まえ、令和2年度から5年間かけて、段階的に「取組の必要度」に応じた算定から「取組の成果」に応じた算定へ1,000億円シフトすることとしており、令和3年度は「取組の必要度」に応じて3,600億円程度（道府県分1,190億円程度、市町村分2,410億円程度）、「取組の成果」に応じて2,400億円程度（道府県分810億円程度、市町村分1,590億円程度）を算定することとしている。

算定に当たっては、引き続き、成果を発揮する際の条件が厳しいと考えられる条件不利地域等への配慮を行うこととしている。

3 保健所の恒常的な人員体制の強化に対応した算定

感染症の拡大時に円滑に業務ができるよう、保健所において感染症対応業務に従事する保健師の恒常的な人員体制の強化等に要する経費を算定することとしている。

4 児童虐待防止対策の体制強化に対応した算定

「児童虐待防止対策体制総合強化プラン」の目標年度の水準を前倒して達成できる見込みであることを踏まえ、児童福祉司等の職員の増員に必要となる経費を算定することとしている。

5 業務改革の取組等の成果を反映した算定

業務改革の取組等の成果の基準財政需要額の算定への反映について、令和3年度においては、平成29年度に導入した2業務のうち1業務（公立大学運営）について、段階的な反映における5年目の見直しを実施することとしている。

6 交付税の算定に用いる国勢調査人口の置き換え

普通交付税の算定基礎となる「人口」については、令和3年度から、令和2年国勢調査の人口を用いることとしている。

東日本大震災の原発被災団体及び福島県においては、引き続き人口の特例措置を講じることとしている。また、津波被災団体については、人口の特例措置を終了した上で、5年間の激変緩和措置を設けることとしている。

7 その他の算定方法の改正

- ・ 会計年度任用職員制度の平年度化による期末手当の支給月数の増によって生じる経費について、各算定項目において従事する職務を具体的に想定して個別に経費を積算している会計年度任用職員については、標準的な勤務形態等に応じて期末手当の支給月数の増によって生じる経費を積算するとともに、その他の会計年度任用職員については、包括算定経費（人口）において所要経費を一括計上することとしている。
- ・ 中山間地域等直接支払に係る地方負担については、普通交付税及び特別交付税により措置しているが、このうち道府県分については、令和3年度から特別交付税による措置率を引き下げ、普通交付税による措置率を引き上げることとしている。また、普通交付税による措置について、中間農業地域及び山間農業地域の面積を用いた密度補正を適用することとしている。

令和3年度普通交付税額の推計について

個別算定経費

A1

(地域の元気創造事業費、人口減少等特別対策事業費、地域社会再生事業費、地域デジタル社会推進費(仮称)及び公債費・事業費補正を除く)

○推計参考伸率 (前年度算定比) 道府県分+2.5% 市町村分+2.0%

+

包括算定経費

A2

○推計参考伸率 (前年度算定比) 道府県分+4.0% 市町村分+4.0%

+

地域の元気創造事業費、人口減少等特別対策事業費

○当該団体で推計 別添資料4-3を参照

+

地域社会再生事業費

○当該団体で推計 別添資料4-4を参照

+

地域デジタル社会推進費

○当該団体で推計 別添資料4-5を参照

+

公債費・事業費補正

○当該団体で推計

A3

|

臨時財政対策債発行可能額

○当該団体で推計 別添資料4-7を参照

|

基準財政収入額

○当該団体で推計

A4

||

普通交付税額

個別算定経費の留意点

個別算定経費（地域の元気創造事業費、人口減少等特別対策事業費、地域社会再生事業費、地域デジタル社会推進費（仮称）及び公債費・事業費補正を除いた経費）については、前年度算定額を基礎として推計参考伸率を勘案すること。

※ 推計参考伸率は、前年度の交付団体の全国総額を基礎として伸率を算出したものであるため、各団体ごとの態容や基礎数値の変動などにより異なる点に留意し、勘案すること（次ページ参照）。

a. 測定単位の変動による増減

《国勢調査人口等の置き換え、教職員数、児童・生徒数等の
毎年の更新》

○国勢調査人口等の置き換え

今後公表される令和2年国勢調査人口、農林業センサスによる農家数、漁業センサスによる水産業者数の増減は、地方団体ごとに大きく異なると思われることに留意。

b. 密度補正等の基礎数値の変動による増減

《障害福祉サービス利用者数、介護サービス受給者数、生活保護扶助者数等の更新》

○密度補正等の基礎数値の変動（毎年）

全般的に密度補正等の基礎数値の変動には留意が必要であるが、特に障害福祉サービス利用者数、介護サービス受給者数、生活保護扶助者数等の基礎数値が大幅に変動することにより、基準財政需要額の伸びが異なるケースが多いことに留意。

c. その他

《補正係数の見直し等による増減》

① 補正の新設・見直し等

- ・ 農業行政費における密度補正の見直し
(道府県分の農業行政費において、中山間地域等直接支払に係る地方負担について、普通交付税による措置率を引き上げた上で、中間農業地域及び山間農業地域の面積を用いた密度補正を新設。)
- ・ 地域振興費における態容補正の見直し
(道府県分の地域振興費において、公共投資への依存度を反映する公的固定資本形成を用いた算定に加えて、公的固定資本減耗を用いた算定を行うよう算定方法を見直し。)

② その他

最近の決算の状況等を踏まえ、普通態容補正の個別係数等の補正係数を見直すことがあること。

包括算定経費の留意点

前年度算定時の包括算定経費を基礎として推計参考伸率を勘案すること。

※ 推計参考伸率は、前年度の交付団体の全国総額を基礎として伸率を算出したものであるため、団体の規模(人口・面積)により異なる点に留意し、勘案すること。

公債費・事業費補正の留意点

① 新規に発行したもの、据置期間が終了して元利償還金が大きく増額するものに留意。

・臨時財政対策債 ・緊急防災・減災事業債 等

② 償還が終了するものについて漏れなく反映し、過大に見積もらないこと。

・補正予算債 ・財源対策債 等

特に下記の地方債が、令和2年度で償還が終了となることに留意。

<道府県分>

補正予算債(H11、H12債)

地方税減収補填債(H11、H12債)

財源対策債(H11、H12債)

減税補填債(H11、H12債)

<市町村分>

補正予算債(H11、H12債)

地方税減収補填債(H11債)

財源対策債(H11、H12債)

減税補填債(H11、H12債)

① 法人税割及び利子割（交付金）

前年度調定見込額 × 乗率 × 0.75 + 精算見込額

- 法人税割の乗率 道府県0.36、市町村0.69
- 利子割の乗率 道府県1.501
- 利子割交付金の乗率 市町村1.575

② 法人事業税（交付金）

○法人事業税

$$\left(\begin{array}{l} \text{前年度調定見込額(所得・収入金課税分)} \times 0.84 \\ + \text{前年度調定見込額(外形標準課税分)} \times 0.95 \\ - \text{前年度調定見込額} \times 0.08 \end{array} \right) \times 0.75 + \text{精算見込額}$$

当該道府県内市町村の法人事業税交付金の合計額…(A)

○法人事業税交付金

(A)を交付基準(法人税割額 2/3、従業者数 1/3)に基づき按分

③ 地方消費税（交付金）

地方消費税率の引上げによる増収分は100%算入

- <道府県> 前年度の基準財政収入額 × 0.99
- <市町村> 前年度の基準財政収入額 × 0.98

④ その他の税目

前年度の各税目の基準財政収入額 × 地方財政計画(猶予特例分除き)の増減率

- ※1 基準財政収入額の推計に際しては、別添資料4-6「基準財政収入額の推計に係る留意事項について」を参照
- ※2 法人税割及び法人事業税の調定見込額は、現事業年度分のみ対象
- ※3 法人税割及び法人事業税(交付金)並びに利子割(交付金)の調定見込額は10月照会によるもの
- ※4 基準財政収入額の算定においては、基本的に各団体の予算額ではなく前年度収入実績等を基礎として算定

+

税源移譲相当額（個人住民税） 100%算入

- 所得税から個人住民税への税源移譲
- 県費負担教職員の給与負担事務の道府県から指定都市への移譲に伴う税源移譲

+

地方特例交付金 × 0.75

+

東日本大震災に係る特例加算額（減収見込額） × 0.75

||

令和3年度基準財政収入額推計値

令和3年度 地域の元気創造事業費の算定方法

基本的な考え方

- 「地域の元気創造事業費」の算定に当たっては、人口を基本とした上で、各地方公共団体の行革努力や地域経済活性化の成果を反映

令和3年度算定額

	行革努力分	地域経済活性化分	計
道府県分	500億円程度	475億円程度	975億円程度
市町村分	1,500億円程度	1,425億円程度	2,925億円程度
計	2,000億円程度	1,900億円程度	3,900億円程度

算定方法

単位費用 × 人口 × 段階補正 × (経常態容補正 I + 経常態容補正 II)

[道府県 : 950円 市町村 : 2,530円]

《行革努力分》経常態容補正 I = $(0.2A + 0.1B + 0.3C + 0.2D + 0.2E) \times \alpha$

- A : ラスパイレス指数 (前年度)
- B : ラスパイレス指数 (直近5か年平均)
- C : 経常的経費削減率
- D : 地方税徴収率
- E : 業務システムに対するクラウド導入率
- α : 算定額を総額に合わせつけるための率

ラスパイレス指数については指数100との差、その他の指標については全国の数値との差に応じて割増し又は割落し

(注) 経常的経費削減率は、全国数値がピーク時であった5年間の平均と直近5年間の平均により算出
地方税徴収率及び業務システムに対するクラウド導入率は、直近単年度の数値により算出

《地域経済活性化分》経常態容補正 II =

<道府県> $(0.1F + 0.1G + 0.1H + 0.1I + 0.1J + 0.1K + 0.1L + 0.1M + 0.1N + 0.1O) \times r \times \beta$

<市町村> $(0.15F + 0.15G + 0.1H + 0.1J + 0.1K + 0.1L + 0.1M + 0.1N + 0.1O) \times r \times \beta$

- F : 第一次産業産出額 (道府県) ・ 農業産出額 (市町村)
- G : 製造品出荷額
- H : 小売業年間商品販売額
- I : 日本人延べ宿泊者数 ・ 外国人延べ宿泊者数 (道府県)
- J : 若年者就業率
- K : 女性就業率
- L : 高齢者就業率
- M : 従業者数[※]
- N : 事業所数[※]
- O : 一人当たり県民所得 (道府県) ・ 一人当たり地方税収 (市町村)
- r : 条件不利地域の割増率
- β : 算定額を総額に合わせつけるための率

全国と比較して改善度合が大きい団体の需要額を割増し

〔 ※指定都市・中核市・都市、町村ごとに改善度合を比較 (市町村) 〕

(※係数の設定方法等については、精査中であり、算定時には変更があり得ることに留意。)

令和3年度 人口減少等特別対策事業費の算定方法

基本的な考え方

- ・「人口減少等特別対策事業費」の算定に当たっては、人口を基本とした上で、まち・ひと・しごと創生の「取組の必要度」及び「取組の成果」を反映
- ・令和2年度から5年間かけて、段階的に「取組の必要度」に応じた算定から「取組の成果」に応じた算定へ1,000億円シフト(令和3年度は200億円シフト)

令和3年度算定額

	取組の必要度	取組の成果	計
道府県分	1,190億円程度	810億円程度	2,000億円程度
市町村分	2,410億円程度	1,590億円程度	4,000億円程度
計 (前年度比増減額)	3,600億円程度 (△200億円程度)	2,400億円程度 (+200億円程度)	6,000億円程度

算定方法

単位費用 × 人口 × 段階補正 × (経常態容補正 I + 経常態容補正 II)

[道府県 : 1,700円 市町村 : 3,400円]

《取組の必要度》 経常態容補正 I = (0.4A + 0.075B + 0.075C + 0.075D + 0.075E + 0.075F + 0.075G + 0.075H + 0.075I) × α

- A : 人口増減率 / 全国平均 (注)
 B : 全国平均 / 転入者人口比率
 C : 転出者人口比率 / 全国平均
 D : 全国平均 / 年少者人口比率
 E : 自然増減率 / 全国平均 (注)
 F : 全国平均 / 若年者就業率
 G : 全国平均 / 女性就業率
 H : 1 / 有効求人倍率
 I : 全国平均 / 一人当たり各産業の売上高 (注) 各団体の増減率と全国の増加又は減少団体の増減率を比較して算出
 α : 算定額を総額に合わせつけるための率

《取組の成果》 経常態容補正 II =

<道府県> (0.2J + 0.2K + 0.1L + 0.1M + 0.1P + 0.1Q + 0.1R + 0.1S) × r × β

<市町村> (0.25J + 0.25K + 0.1L + 0.1N + 0.1O + 0.1R + 0.1S) × r × β

- J : 人口増減率[※]
 K : 出生率
 L : 年少者人口比率[※]
 M : 東京圏への転出入人口比率 (道府県)
 N : 転入者人口比率 (市町村)
 O : 転出者人口比率 (市町村)
 P : 県内大学・短大進学者割合 (道府県)
 Q : 新規学卒者の県内就職割合 (道府県)
 R : 若年者就業率
 S : 女性就業率
 r : 条件不利地域の割増率
 β : 算定額を総額に合わせつけるための率
- 全国と比較して改善度合が大きい団体の需要額を割増し (注)
 (※は、指定都市・中核市・都市・町村ごとに改善度合を比較 (市町村))
- (注) 例えば、人口増減率については、H14~16の人口増減率の平均値とH30~R2の人口増減率の平均値の差を改善度合としている
 ・下線の指標は令和3年度に見直したもの

(※係数の設定方法等については、精査中であり、算定時には変更があり得ることに留意。)

地域社会再生事業費の算定方法

- 地方団体が地域社会の維持・再生に向けた幅広い施策に自主的・主体的に取り組むための経費を算定する「地域社会再生事業費」については、前年度と同様の算定方法により、引き続き4,200億円程度を算定

普通交付税における算定

【算定項目】

基準財政需要額の算定項目「地域社会再生事業費」において、地域社会の維持・再生に必要な取組みに要する経費を算定

【算定額】

地域社会再生事業費 4,200億円程度

【算定方法】

単位費用 × 測定単位（人口） × 段階補正 × 経常態容補正

単位費用 … 道府県分：1,950円、市町村分：1,950円

$$\text{経常態容補正} = (0.2A + 0.1B + 0.1C + 0.1D) \times \alpha + 0.5E \times \beta$$

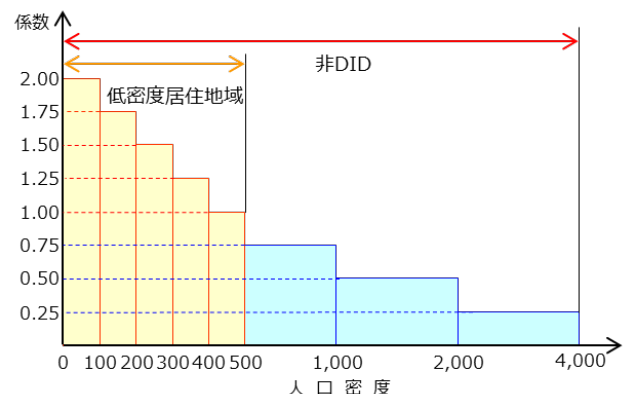
- A : 人口減少率 (H22国調→R2国調)
 B : 年少人口比率 (H27国調)
 C : 高齢者人口比率 (H27国調)
 D : 生産年齢人口減少率 (H22国調→H27国調)
 E : 非人口集中地区人口比率 (H27国調)
 α 、 β : 算定額を総額に合わせ付ける率

人口構造の変化に応じた指標

人口集積の度合いに応じた指標

(注1) 人口構造の変化に応じた指標については、全国平均との比較により指標を算出。

(注2) 非人口集中地区人口は、人口密度（メッシュ人口）区分別の人口に係数を乗じる。（右図）農山村地域である低密度居住地域（人口密度500人未満）の人口を割増し、それ以外の人口を割落として補正。



※ 上記算定と合わせて、都道府県における技術職員の充実（市町村支援及び中長期派遣体制の強化）に要する経費について、増加職員数に応じて算定する。

地域デジタル社会推進費（仮称）の創設

地方財政計画に地域社会のデジタル化を集中的に推進するための新たな歳出項目として「地域デジタル社会推進費」が計上されたことを踏まえ、地方交付税法を改正し、新たな基準財政需要額の算定項目「地域デジタル社会推進費（仮称）」を臨時費目として創設。

普通交付税における算定

【算定期間】 令和3年度及び令和4年度

【算定額】 各年度2,000億円程度

（うち、道府県分800億円程度
うち、市町村分1,200億円程度）

【算定方法】

単位費用を人口とした上で、地域社会のデジタル化を集中的に取り組む必要性が高い団体に重点的に配分するという観点から、以下の2つの視点による指標を反映

① 地域住民を主な対象とする取組に係る指標

高齢者人口又は障害者人口の割合が相対的に高く、住民デジタルリテラシーの向上等、地域社会のデジタル化の推進に要する経費が相対的に多く生じることが想定される団体の経費を割増し

（算定に用いる指標）

- ・ 高齢者人口
- ・ 障害者手帳交付台帳登録人口

② 地域企業を主な対象とする取組に係る指標

一次産業事業所数又は中小企業数の割合が相対的に高く、地域企業のデジタル化支援に要する経費が相対的に多く生じることが想定される団体の経費を割増し

（算定に用いる指標）

- ・ 事業所数
- ・ 一次産業事業所数
- ・ 中小企業数

地域デジタル社会推進費（仮称）の算定方法

算定方法

単位費用 × 測定単位（人口） × 段階補正 × 経常態容補正

単位費用 … 道府県分：520円、市町村分：760円

段階補正： 地域振興費を参考にしつつ、本事業に対応する財政需要に応じて新たに設定

※ 市町村分については、全ての市町村において地域社会のデジタル化を推進するために必要となる業務に取り組めるよう、人口規模にかかわらず、一定程度の固定費が生じることを加味して設定。

経常態容補正 = (0.5A + 0.5B) × α × γ

地域住民を主な対象とする取組に係る指標

A： 当該団体の人口に占める高齢者及び障害者の割合／全国平均

人 口： 国勢調査における当該団体の人口

高 齢 者： 国勢調査における当該団体の65歳以上人口

障 害 者： 福祉行政報告例等における障害者手帳交付台帳登録人口

地域企業を主な対象とする取組に係る指標

B： 当該団体の人口一人当たり事業所数に係る係数
（一次産業事業所及び中小企業が多い団体の係数を割増し）

（算 式） $b \times \beta_1 \times \beta_2$

（算式の符号） b： 当該団体の人口一人当たり事業所数／全国平均

β_1 ： 事業所数に占める一次産業事業所数の割合が全国平均超の団体に係る割増係数

β_2 ： 企業数に占める中小企業の割合が全国平均超の団体に係る割増係数

α： 条件不利地域における割増係数（市町村分のみ）

γ： 算定額を総額に合わせ付ける率

基準財政収入額の推計に係る留意事項について

- 1 令和3年度においては、固定資産税について、新型コロナウイルス感染症等に係る中小事業者等が所有する償却資産等に係る課税標準の特例措置及び生産性革命の実現に向けた特例措置の拡充による減収がないものとして算定すること。
また、新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金については、基準財政収入額に算入しないこと。
- 2 令和3年度の基準財政収入額における地方税、地方譲与税等の各税目の算定に当たっては、令和2年度徴収猶予の特例分等は含まないものであること。
- 3 新型コロナウイルス感染症の影響により地方税等が大幅な減収となる中、各税目の減収額等を適切に見込む必要があること。
特に、道府県分にあつては道府県民税所得割及び法人税割、法人事業税、地方消費税並びに特別法人事業譲与税、市町村分にあつては市町村民税所得割及び法人税割、固定資産税並びに地方消費税交付金の大幅な減が見込まれること。
- 4 基準財政収入額の見積りに当たっては、地方税制改正を踏まえた収入見込額を基礎とするとともに、前年度の実績値を基礎数値として用いるものが多いことに加え、法人関係税等の精算額が加算されることから、団体ごとの増減は必ずしも一律ではないことに留意すること。
- 5 個人住民税（所得割）の推計に当たっては、課税状況調における各団体の算出税額や納税義務者数の増減等により、団体ごとの増減は必ずしも一律ではないことに留意すること。
- 6 特別法人事業譲与税、森林環境譲与税及び地方消費税交付金については、譲与等の基準に用いる統計数値（国勢調査人口等）の更新に留意し、過小に見積もることがないようにすること。
なお、基準財政収入額の算定に際しては、算定方法の見直し等、所要の改正を行うこととしていること。
- 7 上記のほか、現時点では、前年度の基準財政収入額に地方財政計画の増減率を乗じるなどの方法により全国（交付団体）の総額を見積もっていること。

前年度の基準財政収入額に地方財政計画の増減率を乗じて見積もるもの

区 分	道 府 県 分	市 町 村 分
配当割（交付金）	0.96 程度	0.96 程度
株式等譲渡所得割（交付金）	1.84 程度	1.84 程度
軽油引取税（交付金）	0.97 程度	0.96 程度
環境性能割（交付金）	0.97 程度	0.93 程度
特別法人事業譲与税	0.62 程度	—
森林環境譲与税	1.00 程度	1.00 程度

※特別法人事業譲与税及び森林環境譲与税に係る乗率は、平均的な伸率を推計したものである（実際の伸率は団体ごとに一律ではない。）。

令和3年度の臨時財政対策債発行可能額について

1 臨時財政対策債発行可能額の総額

令和3年度の道府県と市町村の臨時財政対策債の割合は、令和2年度の発行可能額（都道府県：17,211億円、市町村：14,186億円）を基礎とした上で、令和3年度における増加額（+23,399億円）について、都道府県と市町村の地方税の減収見込額等を、都道府県と市町村の割合に反映させることとしている。

これにより、令和3年度における道府県及び市町村の臨時財政対策債の発行可能額は下表のとおりと見込まれる。

（単位：億円）

区 分	令和3年度	令和2年度	差引	伸び率
道 府 県	32,420	17,211	+15,209	+88.4%
市 町 村	22,376	14,186	+8,190	+57.7%
合 計	54,796	31,398	+23,399	+74.5%

※表示未満四捨五入しているため、区分ごとの数値と合計が一致しない。

2 臨時財政対策債発行可能額の算定方法

各団体の控除前財源不足額を基礎として算定することとしている。

3 算式

各地方公共団体の発行可能額については、以下の算式により算定する見込み。

なお、この場合、算定された臨時財政対策債発行可能額については、当該団体の基準財政需要額から振り替えることとしている。

<算式>

$$\text{発行可能額} = a \times X \times \alpha$$

$$\text{※ } X \text{ は右記により算定 } X = B / (B + C) \times A$$

a : 控除前財源不足額（当該団体における基準財政需要額（臨時財政対策債発行可能額振替前）と基準財政収入額の差額）

B : 臨時財政対策債の全国総額（道府県・市町村別）

C : 普通交付税の交付基準額の全国総額（道府県・市町村別）

A : 「基準財政収入額／基準財政需要額（臨時財政対策債発行可能額振替前）」（H28～R2 平均）を用いた補正係数

（合併算定替適用市町村におけるAの算出に当たっては、合併関係市町村の「基準財政収入額／基準財政需要額（臨時財政対策債発行可能額振替前）」（H28～R2 平均）を、合併市町村の権能（政令市、中核市・施行時特例市、その他の市町村）に対応した算式に適用

α : 総額に合わせ付けるための率

（参考）Xのイメージ（現時点の試算値であり、算定時に変動）

道府県（例）

$\frac{\text{基準財政収入額}}{\text{基準財政需要額}}$ (臨財債発行可能額振替前)	X
0.80	0.75 程度
0.70	0.60 程度
0.60	0.45 程度
0.50 以下	0.35 程度以下

市町村（例）

$\frac{\text{基準財政収入額}}{\text{基準財政需要額}}$ (臨財債発行可能額振替前)	X		
	政令市	中核市 施行時特例市	その他の市町村
1.00	0.85 程度	0.85 程度	0.85 程度
0.90	0.85 程度	0.80～0.70程度	0.75～0.65程度
0.80	0.70 程度	0.65～0.55程度	0.60～0.50程度
0.70	0.55 程度	0.45～0.35程度	0.40～0.30程度
0.60 以下	0.45 程度以下	0.35 程度以下	0.30 程度以下